（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 一　［略］ 二　刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条、第百七十九条第二項、第百八十条（第百七十七条及び第百七十九条第二項に係る部分に限る。）、第百八十一条（第百七十七条及び第百七十九条に係る部分に限る。）、第百八十二条、第百八十三条、第百八十五条から第百八十七条まで、第百八十九条、第二百一条、第二百三条（第百九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条の二から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）から第四項まで、第二百二十八条（第二百二十五条及び第二百二十六条の二から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第二百二十九条から第二百三十一条まで、第二百三十二条、第二百三十三条、第二百三十五条から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十二条から第二百三十六条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六条に係る部分に限る。）若しくは第三項（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十九条に係る部分に限る。）又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪 ［三～五十八　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　［同上］ 一　［同上］ 二　刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条、第百七十八条の二（第百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百七十九条（第百七十七条及び第百七十八条の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百八十一条第二項（第百七十七条及び第百七十八条の二に係る部分に限る。）若しくは第三項（第百七十八条の二及び第百七十九条に係る部分に限る。）、第百八十二条、第百八十三条、第百八十五条から第百八十七条まで、第百八十九条、第二百一条、第二百三条（第百九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条の二から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）から第四項まで、第二百二十八条（第二百二十五条及び第二百二十六条の二から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第二百二十九条から第二百三十一条まで、第二百三十二条、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六条に係る部分に限る。）若しくは第三項（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条（第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十九条に係る部分に限る。）又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪 ［三～五十八　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。